

地方独立行政法人明石市立市民病院 行動計画

豊かで活力ある社会の実現を図るため、女性の職業生活における活躍を推進することを目的とした女性活躍推進法に基づき、職員が、男女を問わず個性と能力を十分に発揮できる職場環境の整備を目指し、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2 課題等

- ① 男女別の採用者数、平均継続勤務年数は女性が上回っており、管理職に占める割合にも差は見られない。
- ② 職員全体の長時間労働は是正を要しないが、仕事と家庭の両立を更に支援していくためには、長時間労働をより減らしていく必要がある。

3 目標

時間外勤務の月平均時間数を、正規職員は 15 時間以下、臨時職員及びアルバイト職員は 3.5 時間以下とする。

4 取組内容及び実施時期

平成 28 年 4 月～	時間外勤務の削減について、定期的に周知を図る。
平成 28 年 10 月～	勤務形態等の見直しを検討し、必要に応じて実施する。
平成 29 年 4 月	前年度の時間外勤務の実施状況を把握する。
平成 29 年 5 月～	実施状況に応じて新たな方策を検討し、実施する。

平成 28 年 4 月 1 日

地方独立行政法人明石市立市民病院
理事長 藤本 莊太郎